

公営住宅申し込みについて

1、入居申し込みのできる「資格者」は、次の条件を必要とします。

- ① 市内に住所または勤務地がある方
- ② 住宅に困窮している方（原則として自己所有の住宅等を持っていない方）
- ③ 現在他の公営住宅に契約者として居住していない方
- ④ 世帯を構成している方
 - ・現在婚約中で「婚約証明書」（笛吹市指定用紙）が提出できる方も申し込むことができます。また、60歳以上の者、身体障害者4級以上の方、生活保護を受けている方等は单身でも入居ができますが（原則配偶者がいる場合を除く）、单身対象住宅は別紙一覧表のとおりとなります。また、上記以外の单身入居及び離婚調停中等の申し込みについては市までお問い合わせください。
- ⑤ 市町村県民税等の税金に滞納がない方
- ⑥ 連帯保証人がたてられる方
 - ・連帯保証人は、国内に居住し、かつ、入居決定者の家賃その他当該市営住宅に係る債務を保証する能力を有する者で印鑑登録証明のある方（年間所得金額が家賃の12ヶ月分以上の収入があること）
 - ・現在、公営住宅に入居している方、または入居予定者は連帯保証人にはなりません。
 - ・家賃等債権保証業者との間で締結した契約書を証する書面を提出することで、連帯保証人を要しなくとすることができます。
- ⑦ 日本国籍を有すること、または外国人登録、永住許可を受けている外国人であること
- ⑧ 入居申込者又は同居している者若しくは同居しようとする親族が暴力団員でない方
- ⑨ 公営住宅法で定める基準内の収入であること（下表1参照）

（表1）収入基準 158,000円以下

裁量階層の収入基準 214,000円以下

※ 裁量階層とは、60歳以上の世帯、身体に障害をお持ちの方がいる世帯、小学校修学前の子どもがいる世帯等で収入月額の上限が上記の金額となります（詳細については、お問い合わせください）。

【認定月額が158,000円以下となる早見表】 ※給与所得者が1人の場合に限る。

世帯人数	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年間総収入 金額	2,968,000 円未満	3,512,000 円未満	3,996,000 円未満	4,472,000 円未満	4,948,000 円未満	5,424,000 円未満
年間総所得 金額	1,996,000 円以下	2,376,000 円以下	2,756,000 円以下	3,136,000 円以下	3,516,000 円以下	3,896,000 円以下

★収入基準が改正された場合は、上記の基準額が変わりますので、ご承知ください。

注 意 申込には、申請書類を提出していただきます。入居要件が満たされない場合は入居できません。
なお 契約時には連帯保証人が1名必要になります。

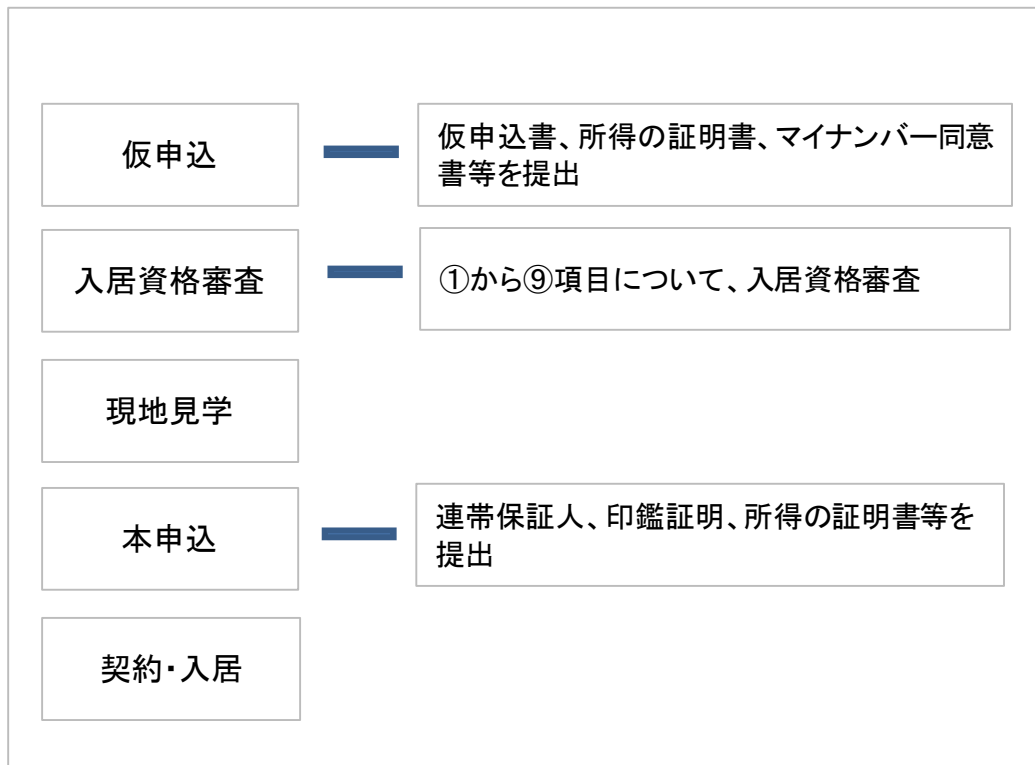
2、入居後は次のことを必ず守っていただきます。

- ① 団地には、自治会があります。自治会活動には必ず参加しなければなりません。
- ② 家賃以外の自治会費・共益費等は納付していただきます。
- ③ 団地では、ペットの飼育は禁止されています。絶対に飼わないでください。
- ④ 団地の駐車スペースは、原則1世帯1台です。

3、次の方は入居できません。

入居申込者及びその同居者が暴力団員である場合

4、申請方法



*詳細につきましては、担当までご連絡願います。

<申し込み先>

笛吹市役所本館 建設部 建設総務課 住宅担当

電話 055-261-3332

笛吹市ホームページ <https://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>